

刈谷市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 1 4 号

刈谷市税条例等の一部を改正する条例

(刈谷市税条例の一部改正)

第 1 条 刈谷市税条例（昭和 2 5 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 2 1 条中「、第 7 3 条の 7 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 7 3 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 7 3 条第 1 項中「、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」及び「軽自動車税について」を削り、「当該軽自動車等の所有者に種別割によって」を「その所有者に」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 3 条の 2 第 1 項中「軽自動車税の賦課徴収については、」及び「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 7 3 条の 4 から第 7 3 条の 9 までを削る。

第 7 4 条（見出しを含む。）、第 7 5 条（見出しを含む。）並びに第 7 6 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 7 6 条の 2 を削る。

第 7 7 条を削る。

第 7 6 条の 3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第 7 7 条とする。

第 7 8 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第79条の見出し、第80条（見出しを含む。）並びに第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「所有し」を「所有し、」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

（刈谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 刈谷市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の刈谷市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の前日に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の種別割については、なお従前の例による。